

令和7年おおいた冬の事故ゼロ運動実施要綱

1 目的

本運動は、「大分県交通安全県民運動実施要綱」に基づき、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、県民総ぐるみ運動として展開し、冬季における交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 主催

大分県交通安全推進協議会

3 期間等

(1) 実施期間

令和7年12月11日（木）～同年12月17日（水）までの7日間

(2) 一斉行動（街頭啓発）日

12月11日（木）、12月17日（水） 早朝または夕刻における街頭啓発

(3) 開始式・出発式

12月11日（木）

(4) 飲酒運転根絶キャンペーン

12月1日（月）～12月20日（土）

※ 12月9日（火）飲酒運転根絶フェア（於：大分市竹町ドーム広場）

4 運動重点

(1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止～「^{シヨウウタイム}照TIME-17」の推進～

(2) 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進

(3) 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの理解と遵守

(4) 飲酒運転の根絶 ～勇気を持って110番～

【趣旨】

(1) 例年、冬季は、夕暮れ時や夜間に重大交通事故が多発している。このため、ドライバーと歩行者の双方に対し、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を呼びかける必要がある。

(2) 特に今年は、本来歩行者が無条件で守られるべき横断歩道横断中の歩行者死亡事故が多発しており、未だドライバーの横断歩道通行時の交通ルール遵守が徹底されていない。

一方、歩行者死亡事故の中には歩行者側にも信号無視などの法令違反が認められることから、今一度ドライバー・歩行者双方への呼びかけが必要である。

(3) 全国的には、自転車乗用中の交通事故死者の約5割は頭部を損傷しているほか、約8割に法令違反が認められる。また、令和8年4月1日から施行される改正道路交通法により自転車運転者に対し、交通反則通告制度が適用されることとなるため、自転

車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底を図る必要がある。

- (4) 県内では、飲酒運転に起因する交通事故が年間20件程度発生しているほか、交通事故に至っていない、飲酒運転の検挙件数が200件前後であるなど、未だ飲酒運転の根絶に至っていない。年末にかけ、飲酒機会の増加が見込まれることから、飲酒運転を根絶するための対策が必要である。

5 運動重点に関する主な推進項目

- (1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止～「^{シヨウウタイム}照TIME-17」の推進～
 - ・ 歩行者の明るい服装と反射材・ライトの活用を促進する。
 - ・ 夕暮れ時の早めのライト点灯や、夜間におけるハイビームの活用を促進する。
- (2) 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進
 - ・ ドライバーは、歩行者の有無を確認し、歩行者がいる場合は必ず一時停止する、歩行者は横断歩道を利用する、信号を守る、斜め横断しないなど交通ルールを遵守する。
 - ・ ドライバー・歩行者双方は、横断歩道では「手をあげる・差し出す、会釈する」など、お互いの意思を明確にして思いやりの連鎖を図る。
- (3) 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの理解と遵守
 - ・ 自転車等利用時のヘルメット着用努力義務の周知・指導を徹底する。
 - ・ 令和8年4月から開始される自転車の交通反則通告制度に向けて、制度導入と自転車の交通ルールの周知を図り、遵守を徹底する。
- (4) 飲酒運転の根絶 ～勇気を持って110番～
 - ・ 地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない社会環境を醸成する。
 - ・ 飲酒運転を発見したときの、110番通報を促進する。
 - ・ アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、事業所における自動車の使用者等の義務を遵守する。

6 運動の実施要領

- (1) 運動期間中は、当協議会を構成する交通安全関係機関・団体が連携を密にし、より効率的・効果的な活動を展開すること。
- (2) 組織の特性を最大限に活かし、県民が参加しやすい効果的な諸活動を展開すること。
- (3) マスメディア、インターネット（SNS）、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して、広報啓発活動を活発に展開することで、交通安全意識の高揚を図ること。
- (4) 所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守した安全運転を励行させるとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう配慮すること。
- (5) 本運動の実施に当たっては、家庭や地域・学校・職場等における交通実態に応じた活動を展開すること。